

八代市選挙啓発サポーター設置要領

(設置)

第1条 若年世代の選挙への関心を高め、及び投票率の向上に資することを目的として、本市で行われる選挙において学生等の若年世代の者による効果的な選挙啓発を行う選挙啓発サポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 サポーターは、前条に規定する目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 若年世代に対する選挙啓発の企画及びその実行
- (2) 八代市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が常時に又は臨時に行う選挙啓発の活動の補助

- (3) その他設置目的を達成するために必要な活動

2 サポーターは、その活動については、政治的に中立でなければならない。

(要件)

第3条 サポーターになることができる者は、満18歳から満29歳までの者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に在住し、又は在学、在勤する者
- (2) 特定の候補者、政党その他の政治団体等に関係のない者

(認定)

第4条 サポーターになろうとする者は、所定の様式により委員会の認定を受けなければならない。

(リーダー)

第5条 サポーターの中にリーダー1人を置き、サポーターの互選によりこれを定める。

(任期)

第6条 サポーターの任期は、委員会が別に指定する期間とする。

(旅費)

第7条 サポーターがその活動のため旅行をするときは、旅費を支給する。

(機密保持)

第8条 サポーターは、その活動において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。サポーターでなくなった後も同様とする。

(庶務)

第 9 条 サポーターに関する庶務は、委員会事務局において処理する。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、サポーターの活動に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。